

源泉所得税の納付は忘れなく
—源泉所得税申告・納付巡回指導—

従業員・専従者給与についての1月～6月分の源泉所得税（納期特例分）の申告・納付期限は、7月10日（月）です。納付が1日でも遅れると、不納付加算税等、余分な税金を納めることになる場合がありますので、必ず期限内に納付してください。また、次の日程で巡回指導を行いますので、お気軽にご相談ください。

●日程・場所

・7月5日（水）

加古川商工会議所 西支所

・7月7日（金）・10日（月）

加古川納税協会

※時間は午前10時～午後4時

※本所では随時相談を承ります。

●持参いただく書類

- ・給与台帳（源泉徴収簿）もしくは各人の給与明細のわかる書類
- ・令和4年分年末調整により税額の超過がある方は納付書控
- ・その他、相談に必要なと思われる書類

●お問い合わせ 指導課

TEL 079・424・3355

印刷物入札

当所より発注する印刷物に關し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日までにお問い合わせください。（当所会員限定）

●日時 6月22日（木）10時～

●場所 加古川商工会議所 3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課

TEL 079・424・3355

「商工かがわ8月号」
暑中見舞名刺広告募集

●募集コマ数 80コマ

●サイズ 1コマ

タテ5・3cm×ヨコ4・0cm

●掲載内容 事業所名、役職名、氏名、所在地、

電話・FAX番号

●料金 1コマ 5236円

●締切日 6月30日（金）

●お問い合わせ 会員課

TEL 079・424・3355

ハローワーク加古川からのお知らせ

●令和6年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和6年4月1日以降
民間企業	2.3% ⇒	2.5%



※ 詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。
ハローワーク加古川 TEL 079-421-8647